

令和8年度 随意契約一覧表(税務部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資産税課	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	東京都中央区八丁堀2丁目21番2号 ㈱ダイショウ	4,620,000円	現在運用している登記異動処理システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	資産税課	固定資産評価支援システム運用保守業務	固定資産評価支援システム運用保守業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪市中央区南船場2丁目3番2号 国際航業㈱ 大阪支店	23,782,000円	令和5年度に更新された固定資産評価支援システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5月分については対象案件はありません。

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	債権管理室	吹田市債権管理システムに係るガバメントクラウド環境構築業務	吹田市債権管理システムをガバメントクラウド上で稼働させるため、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る手順書(第4.0版)に基づき、ガバメントクラウドの環境設定を行う。	令和8年6月1日から 令和9年3月26日まで (令和8年6月1日)	東京都千代田区一番町21 (株)アイティフォー	10,925,750円	債権管理システムを開発した業者であり、本システムに係るガバメントクラウド環境構築に密接な知識を有し、他社が構築することは不可能なため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	エルタックス5期更改に伴う税務システム改修業務	エルタックス5期更改に伴い、税務システム側で必要な資産適用や設定変更、動作テストを実施する。	令和8年7月10日から 令和9年1月29日まで (令和8年7月10日)	大阪市北区大深町5番54号 富士通Japan(株) 関西支社(大阪)	6,930,000円	税務システムの構築業者であり、他社が同システムを改修することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	資産税課	令和9年度固定資産税(土地)の評価替えて活用する標準宅地の時点修正業務	令和9年度固定資産税(土地)の評価替えて活用する標準宅地の時点修正業務	令和8年7月10日から 令和8年10月16日まで (令和8年7月10日)	大阪市西区阿波座1丁目6番1号 公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	5,669,070円	本業務は吹田市内の標準宅地について、他の公的土地評価との均衡を図りながら同一時点で鑑定を行うもので、これには単に土地を鑑定評価するだけでなく、都道府県単位の情報交換及び調整を十分行うことも必要であり、吹田市域の地価に精通する不動産鑑定士等に鑑定業務を行わせ、なおかつ大阪府全体での価格の均衡を図ることができるのは(公社)大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)